主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

本件抗告の趣意は、弁護人ら作成の抗告申立書及び同補充書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

論旨は、要するに、被告人に対して接見等禁止の一部を解除した原決定は違憲、

違法であるからその取消しを求める、というのである。

は、安旨〉しかしながら、接見等禁止の裁判は、勾留を維持するだけではまかないきれない逃亡又は罪証隠滅のおそれ〈/要旨〉を防止するためのものであり、その解除は、勾留されている被告人にとって利益であるから、これに対して、被告人、弁護人から不服申立てをすることは許されないと解すべきである。公判係属中の被告人に対する国会の証人喚問が司法権の行使に及ぼす影響や被告人に与える実質的である。公判係の証明に述べるところは、被告人、弁護人の懸念として理解でいたが、自然においてはない。しかし、これらの点については、国会において十分配慮し、からでは、自然による権利に影響を及ぼすというである(しかも、原決定による接見等禁止の一部解除は、尋問の際、同決定書別紙一記載の事項に立ち入らないことを条件としている。)。本件申立ては不適法というほかない。

よって、刑事訴訟法四二六条一項により本件抗告を棄却することとし、主文のと おり決定する。

(裁判長裁判官 早川義郎 裁判官 小田部米彦 裁判官 仙波厚)